

制 定：令和 6年 5月 27日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）におけるハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定めることにより、機構において、ハラスメントを防止し、健全で快適な職場環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 構成員 次に掲げる者をいう。

イ 役員、職員及び派遣職員

ロ 委員会及び専門部会の委員

(2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・不妊治療・出産・育児休業・介護休業等を理由とするハラスメント、その他のハラスメント及びこれらに類する人としての尊厳を侵害する行為

(3) ハラスメント防止 ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置

(構成員等の責務)

第3条 構成員は、他の構成員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内においてハラスメントをしてはならない。

2 構成員を監督する者は、構成員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、機構におけるハラスメントの防止に関し、最終的な責任を負う。

2 理事長は、構成員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

(相談及び苦情への対応)

第5条 構成員は、ハラスメントに関する相談及び苦情を申し出ることができる。

2 理事長は、ハラスメントに関する相談及び苦情に対応するため、ハラスメント相談窓口を置く。

3 相談窓口は、次の業務を担当するものとする。

(1) ハラスメントに関する相談及び苦情を受け付けること。

(2) 相談及び苦情があった事案について、事実関係を確認すること。

(3) 相談及び苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。

(4) ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。

4 相談窓口の担当者は、総務部長及び事業部長とする。

(プライバシー等の保護)

第6条 相談窓口の担当者は、相談及び苦情を申し出た者及び関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 機構は、ハラスメントに関する相談及び苦情を申し出た者その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(調査委員会)

第8条 理事長は、ハラスメントに関する事実関係の調査が必要であると認めたときは、調査委員会の設置を判断し、公正な立場で事実解明に努めなければならない。

(懲戒処分等)

第9条 機構は、ハラスメントの加害者と認定された構成員のうち、機構の就業規則の適用を受ける者に対して、その加害の程度等に応じて、就業規則の定めるところにより懲戒処分等を課すことがある。また、機構の就業規則の適用を受けない者については、当該者の雇用主等に対して処分を求めることがある。

(再発の防止)

第10条 機構は、ハラスメント事案が発生した場合は、適切な再発防止に取り組むこととする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。